

仕 様 書

安佐医師会（以下「甲」という。）のクレジットカード利用取扱の導入における、クレジットカード会社（以下「乙」という。）への加盟店契約については、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 病院の概要

- (1) 建物概要：用途複合、地上6階、塔屋1階

敷地面積：9,854.69 m²、延べ床面積：11,176.88 m² 図書棟

階	用 途	面積
1階・3～6階	安佐医師会病院	7,801 m ²
1階	可部夜間急病センター	502 m ²
	広島市北部在宅医療・介護連携支援センター	241 m ²
2階	安佐准看護学院	1,396 m ²
	子育て支援センター	124 m ²
	コミュニティセンター	1,010 m ²

- (2) 病 床 数：102床（地域包括ケア病棟：82床（2病棟）、緩和ケア病棟：20床）
(3) 病床利用率：地域包括ケア病棟：90%、緩和ケア病棟：80%
(4) 診 療 科：総合内科、緩和ケア内科、リハビリテーション科
(5) 外来患者数：総合内科 10人／日、緩和ケア内科 2人／日
(6) 健康診査数：若干名
(7) 開院日・開院時間・休日

施設名	開院日	開院時間	休日
安佐医師会病院	月～金	9：00～17：00	土・日・病院長が指定する日

- (8) 開設予定 令和5年4月1日（予定）

- (9) 収入見込（令和6年度 開設2年目）

ア 入院診療収益	1,168,244 千円
イ 外来診療収益	17,696 千円
ウ その他医業収益	48,894 千円
医業収益計	1,234,834 千円

- 2 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

- 3 履行期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

安佐医師会病院（広島市安佐北区可部南二丁目1－1）

5 業務の詳細

- (1) 本業務の対象とする「診療費等」とは、次のとおりとする。
安佐医師会病院の入院・外来に係る診療費及び文書料等
- (2) 乙は、甲において、診療費等の納入義務者が納入に際してクレジットカードを提示した場合に、当該費用を納入義務者に代わって甲に立替払するものであること。
- (3) 乙は、「VISA・Master」のクレジットカードブランドが取扱可能であること。
- (4) 提示されたクレジットカードブランド（「VISA・Master」に限る。）を、当該カードを発行した会社に関わらず、すべて取り扱うことができる加盟店管理会社（アクワイアラー）であること。
- (5) 受託者の中から幹事受託者を選定し、当該幹事受託者において受託者間の調整を行う。
- (6) 乙は、クレジットカードによるリボ払い、分割払い及び2回払いの場合においても、初回に利用金額から手数料を差し引いた金額の全額を振り込むこと。
- (7) 乙は、各日ごとのクレジットカード利用金額（売上額）、同利用件数、手数料額がわかる明細を甲に対して交付すること。

6 端末機の設置及び仕様

- (1) 乙は、前記5(5)による幹事受託者となった場合には、窓口設置用端末機1台を甲に対し無償貸与すること。設置場所及び台数については別途指示する。
- (2) 乙が貸与する端末機には、暗証番号用ピンパッドを付属させるものとする。以下、「端末機」とは、暗証番号用ピンパッドを付属させたもののことをいう。
- (3) 端末機はPOSレジシステムと接続すること。
メーカー名：株式会社サンネット
名称：窓口収納管理システム（POSレジシステム）
接続方式：JET-S又はINFOX
- (4) 端末機は、LAN回線が使用可能なものであること。
- (5) 乙は、下記に定めるものを除き、端末機に関する費用をすべて負担すること。
 - (ア) LAN回線の敷設に係る費用
 - (イ) LAN回線の使用に係る通信費用
 - (ウ) 端末機の使用に係る電気料金
- (6) 乙は、必要消耗品等の供給、端末機のトラブル等への対応について遅滞なく行い、甲の業務に支障がないようにすること。
- (7) 端末機の故障、破損等については、甲に故意又は重過失がある場合を除き、乙の負担により端末機の修理又は交換を行うこと。

7 利用広告

- (1) 乙は、甲の本契約に係る業務開始に当たり、カード利用者向けに案内する標識等を、乙の負担により適宜用意すること。
- (2) 乙は、甲においてクレジットカード利用取扱の導入をするに当たって、新聞等のマスコミに対して通知、広告掲載する場合は、事前に甲の承認を得ること。

8 端末操作の研修

乙は、甲の職員が端末機等取扱を習熟するまでの間、必要な研修及び指導等を行うこと。

9 個人情報保護

乙は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 その他

乙の定める加盟店規約は、本件仕様書とその内容を異にする事項につき効力を有しないこと。また、本仕様書、契約書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、一般社団法人安佐医師会特定個人情報等取扱規程その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。